

琉球処分と尖閣諸島



國吉 まこも
(尖閣諸島史料編纂会研究員)

はじめに

- 1 琉球処分—琉球王国の終焉と新時代の幕開け
- 2 明治—新時代の幕開け
- 3 琉球の処分—沖縄県の誕生
- 4 沖縄県による実地調査と領土編入上申
- 5 1885年調査についての私的考察
- 6 補足—分島問題と田代安定

おわりに

はじめに

東シナ海に浮かぶ日本列島と中国大陸に挟まれた大小の島々をかつて琉球王国と呼んでいた時代があった。その国は中国明朝期より中華皇帝の冊封を受け、朝貢貿易を通じ中継拠点として栄華を誇ったという。その後17世紀初めに島津薩摩藩の扶養国となるも、中華との冊封関係は絶えず、日中両属として琉球国は明治維新を迎えた。

明治政府は1871年に実施した廃藩置県の際に琉球国を鹿児島県の管下に置き¹、翌1872年には琉球国を廃し明治天皇の冊封を以て尚泰王を藩王とした²。琉球藩の設置である。その後1879年には新たに沖縄県を設置し³、尚泰を東京に移住させ、沖縄県令を置くことで琉球国に対す

1 「太政官布告第五百九十五号」(1871年11月14日)で、「今般西海道従来ノ諸県ヲ廢シ更ニ左ノ県々被置候事(略)鹿児島県 大隅国熊毛郡馭謨郡 薩摩国一円 外琉球国」としている。『府県制沿革』、国立公文書館所蔵。国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可。[<https://www.digital.archives.go.jp/index.html>]

2 「使臣参朝貢献并尚泰ヲ藩王ト為シ華族ニ班セシメ藩王及使臣等ニ物ヲ賜フ」、『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第百二十九卷・地方三十五・特別ノ地方琉球藩…』(1872年9月13日)、国立公文書館所蔵。国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可。[<https://www.digital.archives.go.jp/index.html>]

3 「琉球藩ヲ廢シ沖縄県ヲ被置ノ件」、『公文録・明治十二年・第四卷・明治十二年四月・各局(内

る一連の処置は完了した。

1 琉球処分—琉球王国の終焉と新時代の幕開け

維新の世を歩み始めた明治政府当局者、特に日本の国境を定めようとした人々にとって、日中両属として存在してきた琉球という地域は頭痛の種であったと思われる。一どちらにも属することでその自主性を存続してきた区域—これをほうっておけばまともに国境線を引きようもないのである。近代の線引を指向する当局者らが(この厄介な)「琉球をいかに処分すべきか」と考えるようになったことは想像するに難しくない。

「琉球処分」沖縄ではこの語句がたまに地元新聞の紙面を賑わせる。沖縄の人々にとっては思い入れのある言葉であろう。民主党政権時、菅直人首相が記者会見で、琉球史を勉強するにあたり「小説 琉球処分」⁴を熟読する意向であると答えたのは筆者の記憶に残る。同書は大城立裕氏による名著であると思われるが、浅学の筆者はまだ読む機会にめぐり会えていない。琉球史に興味のある方には一読をおすすめしたい。

さて、そもそも琉球処分と尖閣諸島の間直接的な関係はない。冊封使徐葆光が『中山伝信録』で記した「琉球三十六島図」⁵にも、江戸時代に調整された琉球国々絵図⁶にも、琉球の島々に尖閣は含まれない。しかし尖閣諸島は、これまで述べた通り、琉球の人々にとって既知の島々である。島を知っていることと、島を領有していることとは、全く同義でないことは明白である。ゆえに、いかにして日本国乃至は沖縄の人々が尖閣の領有及びその必要性を認識していったか、これを考える上で、

関書記官・太政官書記官・賞勲…』(1879年4月4日)、国立公文書館所蔵。国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可。[<https://www.digital.archives.go.jp/index.html>]

4 大城立裕『小説 琉球処分』(講談社、1968年)ほか、琉球新報記事「菅首相「読んでる」で話題 「小説 琉球処分」42年後に異例の文庫版」[<http://ryukyushimpo.jp/news/preentry-166251.html>]を参照。

記事文面を抜書きする「数日前から『琉球処分』という本を読んでいるが、沖縄の歴史を私なりに理解を深めていこうとも思っている」と菅首相の発言。

5 徐葆光著[他]『中山伝信録: 訳註・巻之4』、国立国会図書館デジタルコレクション[<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1115572>]で閲覧可。

6 『天保国絵図琉球国大島』[https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail_0000000253]『同沖縄島』[https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail_0000000255]

『同八重山島』[https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail_0000000254]

以上は1838年著。国立公文書館所蔵。国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可[<http://www.digital.archives.go.jp/index.html>]

当時の情勢を把握することが肝要であるか、弁えている積りである。と断った上で、琉球の処分の概要を比嘉春潮著『沖縄の歴史』⁷を参考に、今回の寄稿をはじめてみたい。

2 明治—新時代の幕開け

振り返れば、琉球の地位は1372年の察度による明朝への入貢と後の同国皇帝による冊封、そして1609年の薩摩の琉球入り後の日中（薩摩と中華）への両属体制へと変貌していくが、周囲を取り巻く状況の変化の波の中にあって、主体的(?)に事勿れ主義を希求し続けながら存続してきたのが琉球王国であった。が、この時期の王国はその成立からおおよそ600年間を経て、新しい時代の波に直面することとなる。

維新の前後の事項は、特に詳しくないので省略する。1868年に明治天皇が即位し、明治の御代となった。その後、1871年の廃藩置県を受けて薩摩藩は新たに鹿児島県となり、琉球国は、その歴史的経緯上、鹿児島県の管轄となった。鹿児島県庁は翌1872年琉球国へ使者（伊地知貞馨、奈良原繁、伊地知季通）を派遣し、新しい時代の幕開けを告げ、琉球を取り巻く状況を説明し、この度の維新に対して慶賀使を派遣するよう忠告した⁸。同年7月に琉球国尚泰王が伊江王子尚健を正使として東京へ慶賀使節団を派遣した際、明治天皇（政府）は、同使節団に対しこれより琉球を琉球藩として冊封すること、藩王尚泰を華族に列することを告げた。

無論、琉球の人々がこの時、これから絶えず押し寄せる近代化の波動を感じていたかはわからない。歴史の記述を見るに、先人の意向はむしろ逆である。両属先の片方、一すなわち薩摩一が日本に変わったに過ぎないという捉え方だったのであろうか。なお、慶賀使の一行は、ちゃっかり副島種臣外務卿に琉球への奄美諸島返還（1609年以前は琉球の属島であったが、薩摩の琉球入り後は同藩に割譲された）を願い出ている。明治政府側の副島外務卿もおおまんなもので、奄美諸島の代わりに小笠原諸島を下賜する旨返答しているが⁹、その後の顛末は知る由もない（確かに地理

7 比嘉春潮『沖縄の歴史』（沖縄タイムス社、1959年）

8 同書『沖縄の歴史』pp.361-367（七十 明治維新と沖縄～七十二 琉球藩となる）参照。

9 同書 p.370（七〇 琉球藩となる）及び喜舎場朝賢『琉球見聞録』pp.9-10（東江遺著刊行）参照。

的な環境は親和性があるのだろうが、その地理的条件は極めて違いである。琉球にしる小笠原にしる、当時の政府内はそのぐらゐの認識であるといえよう）。ともあれ明治政府の意向は、琉球の日本国専属であり、琉球の意向は両属体制の継続であった¹⁰。この両者の思惑の齟齬はのちに琉球救国運動を引き起こし、遂には日清間の分島問題という形で顕在化することとなる。

ここでおおまかな流れとして理解を求めたいのは、この時期に至り琉球の国土は明治天皇により冊封され、我らが琉球国は多年の年月をかけて築き上げた中華と薩摩の両属体制（中性の華夷秩序）から引き離されたということ—日本国明治政府の管轄として扱われる—、すなわち琉球藩の設置である。このようなよく分からない手続により、琉球は日本国の一部と位置づけられ、明治政府は琉球藩に外務省出張所を設置し、その後1874年に同所は内務省に移管された¹¹。以降、大久保利通内務卿の命を受けた同省官僚松田道之を主柱に琉球の処分手続きがなされ、1879年、琉球藩は沖縄県へとその姿を変えることとなる。およそ600年以上続いた琉球王国は、名実ともに消滅した。

3 琉球の処分—沖縄県の誕生

琉球の処分（琉球処分）とはいかなる言葉であろうか。おそらく当時はどういう手順で琉球を日本国の一部とすることが最も適切か、という文脈で使われたのであろう。明治政府の意向—琉球を日本専属とすること—は、少なくとも1872年の尚泰王冊封の時点で決定していた。この点を念頭に置いて想えば、琉球の処分とは極めて技術的な問題である。

処分官松田道之が提出した報告書「琉球処分」も、前述のごとく眺めたほうが受け取りやすいように思うが、ここではその詳細には触れない。処分により琉球藩は近代的な沖縄県へと立ち替わった。以降、沖縄県に関することは近代の作法で示されなければならない。白状すれば筆者は早く尖閣の話に持っていききたいのである。ということのでかなり強引であることを断って、論を進めたい。

さて、大久保内務卿は琉球の日本専属を進める上で、明治政府のお雇

10 同書 p.379（七四 琉球処分）参照。

11 同書 p.379 参照。